

鹿児島県ヘルスケアものづくり事業補助金 公募要領

1 事業目的

本事業は、今後の市場拡大が期待されるヘルスケア産業（医療、介護・福祉、健康に係る産業）について、部材供給・新製品開発の双方の観点から、県内中小企業者が同産業への参入、取引拡大等を図るために必要な経費の一部を補助することによって、本県産業の活性化を図るものです。

2 補助対象者

鹿児島県内に本社又は事業所を有する中小企業者で、ヘルスケア関連機器産業への参入、取引拡大等を図ろうとする者が対象です。

※中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業をいいます。ただし、次に掲げるいずれかに該当する者は、大企業とみなして補助対象者から除く。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

※大企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業以外の者であって、事業を営むものをいいます。ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- (1) 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- (2) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限会社責任組合

3 補助対象となる事業と経費及び補助金額等

補助対象事業	補助対象経費	補助金額等
ヘルスケア関連機器※の試作及び研究開発	・原材料の購入に要する経費 ・実証実験・試験に要する経費	補助対象経費の2分の1以内で50万円が上限です
ヘルスケア関連機器及びヘルスケア関連医薬品※のトライアル評価	・製品評価に提供した製品に係る経費（販売に係る費用）	40万円が上限です

※ヘルスケア関連機器及びヘルスケア関連医薬品とは、次に掲げる機器又は用具又は医薬品のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第4項に規定する医療機器及び第2条第14項に規定する体外診断用医薬品
- (2) 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成5年法律第38号）第2条に規定する福祉用具
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第12項に規定する福祉用具
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号の規定する日常生活用具
- (5) 前各号に掲げる物の付属品で、知事が認めるもの

※「展示会等」とは、県外で開催され、国・都道府県（本県を含む）等が主催又は後援するもの、若しくは特に知事が適当と認めるものをいいます。

4 応募手続き

(1) 提出書類（各1通）

以下の様式により応募してください。

なお、様式は鹿児島県ホームページ「産業おこしへの挑戦」からダウンロードしてください。

① ヘルスケア関連機器の試作及び研究開発に応募する場合

- ・ 補助金交付申請書(別記第1号様式)
- ・ 試作・研究開発実施計画書(別記第2号様式)
- ・ 試作・研究開発収支予算書(別記第3号様式)

② ヘルスケア関連機器及びヘルスケア関連医薬品のトライアル評価に応募する場合

- ・ 補助金交付申請書(別記第1号様式)
- ・ トライアル評価実施計画書(別記第4号様式)
- ・ トライアル評価収支予算書(別記第5号様式)

(2) 応募期間

平成30年5月16日（水）～平成30年6月22日（金）

受付時間 8:30～17:15

月曜日～金曜日（土日祝日を除く）＊ 締切日平成30年6月22日（金）※17時必着

(3) 提出先（郵送又は持参して下さい。）

鹿児島県商工労働水産部 産業立地課 技術振興係

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1（行政庁舎10階）

5 注意事項

- (1) 予算の範囲内で補助を行うため、応募の状況によっては、事業採択とならない場合もあります。
- (2) 事業は交付決定後に着手してください。交付決定日より前に契約（発注）や支出を行った経費は補助対象外となります。
- (3) 平成31年2月末までに事業を完了し、実績報告書を提出しなければなりません。実績報告書提出日の翌日以降の経費支出は、補助対象外となります。
- (4) 提出資料については、返却しません。
- (5) 鹿児島県暴力団排除条例第2条に規定する「暴力団」、「暴力団員」、「暴力団員等」及び「暴力団関係者」は、本事業に申込することができません。
- (6) 自社製品又は関係会社からの調達分が補助対象経費に含まれる場合は、利益相当額を排除した金額で計上してください。
- (7) 提出書類のFAX又は電子メールによる申請書類の提出は受け付けません。
- (8) 補助金の支払いにあたっては領収証等証拠書類の提出が必要となります。
- (9) 本事業は原則として精算払いです。ただし、業務執行上、やむを得ない場合と認められる場合には、一部を概算払いにより支払うことも可能です。
- (10) 事業年度終了後5年間は、年度毎に補助事業に係る事業化状況について報告していただきます。

- (11) 本公募要領は鹿児島県ホームページ「産業おこしへの挑戦」にも掲載していますので、御活用ください。

6 補助事業採択の流れ

- (1) 応募書類（交付申請書）の提出
- ↓
- (2) 書類の審査（審査委員会の実施）
- ↓
- (3) 採否の通知（採択事業者に対しては交付決定）
- ↓

事業実施期間

- ↓
- (4) 実績報告（事業完了）
- ↓
- (5) 事業内容の検査
- ↓
- (6) 補助金額の確定通知
- ↓
- (7) 補助金の請求
- ↓
- (8) 補助金交付

7 お問い合わせ先

鹿児島県商工労働水産部 産業立地課 技術振興係
〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1
TEL 099-286-2970, FAX 099-286-5578
E-Mail gi jyutu@pref.kagoshima.lg.jp

